

東成瀬村ランチチケット取扱店 募集要領

1 事業の目的

村内在住の出産した家庭に、お祝いとしてランチチケットを贈呈し、出産後自身の食事がおろそかになりがちな母親の栄養補給や、昼夜を問わない授乳など育児や家事に追われる産後家庭のリフレッシュを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 名 称 東成瀬村出産お祝いランチチケット(以下「チケット」という。)
- (2) 発 行 者 東成瀬村
- (3) 発 行 額 1食あたり税込み1,500円以内×12食分
- (5) 使用期間 令和6年4月1日～
- (6) 配付時期 令和6年4月以降
- (7) 交付対象者 令和6年4月1日以降において東成瀬村の住民基本台帳に記録されている新生児を出産した母親

3 チケットの利用対象

- (1) 店内飲食またはテイクアウトのランチセット

4 チケットの取扱い厳守事項

- (1) チケットは店内飲食またはテイクアウトの食事の提供において利用可能です。
- (2) チケットは村より取扱店舗に承認された店舗で利用できます。
- (3) 利用者と事業者との間で、チケットと現金との交換はできません。
- (4) 利用期間を過ぎたチケットは使用できません。
- (5) チケットの紛失及び盗難に対し、村はその責任を負いません。

5 取扱店舗の参加資格

- (1) 村に店舗を有する事業者であること。
- (2) 育児や家事・仕事で自身の食事がおろそかになりがちな新生児の保護者へ栄養のバランスのとれた食事の提供ができること。
- (3) 小さい子どもや赤ちゃんを連れての食事に理解いただけること。
- (4) なるべく予約不要に対応していただけること。
- (5) ランチチケットの目的に賛同いただけること。

6 取扱店舗の責務

- (1) 取扱店舗であることが利用者に明確となるよう、村が配付する取扱店表示を掲示してください。
- (2) チケットを受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造されたチケットと判別できる際は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を役場健康福祉課まで報告してください。
- (3) チケットを受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名に記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 各取扱店舗において、利用期間中の商品の販売、サービスの提供等の取引に当たり、利用者から受け取ったチケット分の金額のみ請求可能です。
- (5) 利用者から受け取ったチケットの紛失や盗難、損傷、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。

7 申請手続について

(1) 申請方法

この募集要領に同意の上、「取扱店登録申請書兼誓約書（様式第1号）」に必要事項を記入し、役場健康福祉課へ提出してください。（FAX可）

(2) 申請期間

随時受付し、決定した取扱店舗一覧表は村ホームページへ掲載します。

(3) 登録決定

申込みのあった店舗については、申込書の内容を精査の上、取扱店として「取扱店登録証明書（様式第2号）」を送付します。登録不可である場合はその旨を通知します。

(4) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

8 食事代の請求について

(1) 請求方法

・役場健康福祉課へ使用済みチケットと請求書（様式第3号）を提出してください。後日、振り込みによりお支払いします。

(2) 請求受付期間

食事の提供後3か月以内に請求してください。

9 取扱店の取消し等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合は、取扱店の承認を取り消します。なお、当該取扱店のチケットを使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

10 その他留意事項

- (1) この「取扱店舗募集要領」に記載されていない事項については、役場健康福祉課までお問い合わせください。
- (2) 登録の申込み及びチケットの取扱いを行うために要する経費については、取扱店舗の負担とします。

【問合せ先】 東成瀬村役場健康福祉課

電 話：0182-47-3410

F A X：0182-47-3260

<受付>9:00~17:00（土日祝日を除く）